國學院大學学術情報リポジトリ

山崎闇斎と『旧事大成経』

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 西岡, 和彦, Nishioka, Kazuhiko
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0000394

山崎闇斎と『旧事大成経』

西岡和彦

はじめに―問題の所在―

それについて河野省三博士は次のように説明している。山崎闇斎は『旧事大成経』を参照した神道家の一人である。

降、此の書を引用し、尊重する学者、神道家は少くない。うに、近世初期の末、山崎闇斎等を始め、殊にその中期以用る神道者もあり、学者も引用る人あり」と云うてをるや伊勢貞丈の『神道独語』に、「此大成経の偽を知らずして

繁に引用した(ただし、『風葉集』は「箇所のみ) ことから、『大成経』かくて闇斎は大著『風水草』や『風葉集』に『大成経』を頻

「私は闇斎翁が旧事本紀を尊重されてゐたことは、光宥・坦斎例えば、森田康之助博士も「旧事大成経をめぐる問題」にて、を尊重する神道家と認識されてきたのであろう。

先住光宥法印と忌部神道の嫡流とされる広田坦斎を指し、とも光宥と坦斎は、ともに山鹿素行に神道を教授した方で、按察院る」という。ここの『旧事本紀』とは『旧事大成経』を指す。

の思想の上に連るものがあるのではあるまいかと推測してゐ

を受けたことが、『大成経』を尊重するに繋がったもの、と見 ある。そして、闇斎も素行同様に彼等から何らかの思想的影響 られたのである。 に『大成経』の編纂に何らかの形で関係したと目される人物で

にて、「今井似閑は本書(『大成経』―西岡注)が「古書」であ また久保田収博士は「『旧事大成経』 成立に関する一考察

大成経』

が禁書になった原因は、

伊雑宮神人が伊雑宮

であつたからである」という。 (5) へなかつたとしてもふしぎではない。それが当時の学問的風潮

に本書を引用してゐるほどであるから、潮音がこれを偽作と考

ることを信じ、山崎闇斎も『神代巻風葉集』や『中臣祓風水草

第119巻第8号(2018年)

一方で、闇斎の『大成経』尊重説に疑義を呈した人物もいる。

その一人が闇斎の曾孫弟子谷川士清である。著書『五部書辨偽』 の説を批判のひとつに挙げている。 評をその個所の欄上に記した書である。そのなかで、次の幸和 (國學院大學図書館所蔵)は、 吉見幸和著 『辨偽書造言総論』 の批

國學院雜誌

弁 正偽 ントス。 ヲ梓ニ鋟テ世ニ流布セシメ、伊雑宮ヲ天照大神ノ本宮トセ 伊雑宮社人、二社三宮図ヲ板行シ、先代旧事大成経百余巻 | 者コソ多ケレ。今以大成経ノ残編ヲ所持スル輩 其
新邪秘計
詳
二
大
成
経
破
文
二
見
タ
リ
。
世
ニ
ハ
不
」

> ナドモ強テ不」破」之、眼力ノ精麁宜」在」茲也。(五四二頁) 経ヲ引用ヒ、 実ノ神書ト心得テ秘 近クハ出雲路民部ナドモ心ヲヨセ、玉木葦斎 |蔵之 | 者アリ。 サスガノ先輩モ大成

それを神書として秘蔵する者がいる、という。 それらの説を挿入して出板したため、伊勢両宮から再び訴えら 社奉行から非難を受け、ついに寛文事件(寛文三年、将軍直訴 である。ところが、世間では、その後も本書の残片を所持し、 にまで及んだ。ところが、それにも懲りず、次に『大成経』に の咎で神人四十七人が伊勢・志摩両国から追放に処された事件) れにより当初協力的であった伊勢両宮から訴えられ、朝廷や寺 雑宮ヲ天照大神ノ本宮」とする偽説を主張したためである。そ と神領返還の運動を重ねていくなかで、「二社三宮図」や 本書は天下の偽書・禁書のレッテルを貼られてしまったの 一伊

とも見破れない眼力の持ち主、と扱き下ろしたことに、さすが の士清も黙っていられなかったのである。 和も師事した玉木葦斎 ただし、士清が批判したのは次の箇所である。なかでも、 (正英)を、『大成経』が偽書であるこ

先輩」とは、

耶否、然先師玉木翁、 近理者、 是旧板、 批 先輩、 与伊雑姦板者異矣、 取而収之、亦仁者之用心哉、 蓋指垂加翁也、 弁之偽、予所親聞而今猶在耳、 然未聞翁之尊信此書、 大成経者有二板、 出雲路翁、不知信之 而翁之所引 唯其之 則出

雲路翁亦可以推知矣、 (五四二頁

巻の延宝本を指す。もう一つの長野本は未板である。の板本は二種あるという。それは、三十一巻の鷦鷯本と七十二 垂加翁こと山崎闇斎を指す。 士清は『大成経』

張する。ここは注意したい。 れは伊雑宮神人が関与した延宝本とは異なるもの、 その板行された二本の中で、 闇斎は旧板の鷦鷯本を用 と士清は主

聞いたことがない、との言説である。闇斎は「仁者之用心」と して、ただ「近理」のみを抜粋し引用したまでにすぎない、と いう。この「仁者之用心」とは、おそらく舎人親王の『日本書 もう一つは、闇斎が『大成経』を「尊信」していたとは未だ

て終生模範としたのである。 紀』編纂に見られる私意を排除した慎重な方針を指すのであろ 闇斎はそれを「敬之至」(闇斎著『藤森弓兵政所記』)とし

「出雲路翁」とは闇斎の直弟子で下御霊社祠官の出

に浴していた時に、直接師からそのことを聞いた記憶が今も鮮 を偽書と認識していた、と断言する。なぜならば、 路信直のことで、彼のことはいざ知らず、師の正英は『大成経 正英の親炙

明に甦るからである。よって、

出雲路翁においても推して知る

べし、というのである。

部安崇も著書『旧事本紀玄義抜萃常世草』序文で闇斎の言葉と 闇斎の古典や史料の抜粋引用の方針については、 孫弟子の伴

共に伝えている。

言『遂『抜』萃》『玄義』 (後略) 其粹言、皆神宮・卜部之旧伝精義也、 垂加霊社一日、 玄義之為タル レ書固ョリ涇渭瑜瑕之甚*者ニシテ而 君子不二以」人『廃『レ

斎も本書から優れた文章を抜粋したのであろう、というのであ 君子は人を見てその言説を排除することはしない。よって、闇 伊勢神道や卜部神道の「旧伝精義」である、 し悪しの甚だしい書だが、 「垂加霊社」こと山崎闇斎は、慈遍の『旧事本紀玄義』を善 なかには「粹言」もあり、 という。そもそも それは皆

閑話休題、 再び冒頭に挙げた河野博士の文章にもどろう。 伊 る。

-4 -が、貞丈や幸和等と闇斎は同じであったのか、さらに闇斎が用 した神道者や学者がいる、と指摘したが、果たして偽書の概念 勢貞丈は いた『大成経』がどの系統の本であったのかは検討を要しよう。 『大成経』を偽書と知らず参考にしたり、 引用したり

第119巻第8号(2018年) その書がいかなる貢献をなし得たのかを明らかにすることであ 何を得ようとしたのか、また垂加神道の神学的発展において、 本稿の目的は、久保田博士のいう『大成経』を尊重すること 「当時の学問的風潮であつた」なかで、闇斎はその書から

出板され、そして禁書となっていく過程で、 れていき、三十一巻本や四十巻本、さらに七十二巻本へと編纂 『大成経』が『先代旧事本紀』から段階的に加筆さ 闇斎はその書にい

つ頃出合い、それらをどのように活用抜粋してきたのかを検討 てみようと思う。

國學院雜誌

『旧事大成経』 の成立過程と山崎闇斎との接点

の研究によって明らかにされてきた。それらによると、『大成経 伊雑宮と『大成経』 との関係は、 久保田博士や岩田貞雄氏等

の板行が伊勢両宮の激怒に触れ、その書の発禁のみならず板行

隆に神戸が押収されたことで、伊雑宮神人の運動は、 田氏は見る。しかも、 主張したり、 私営化するようになったことが、伊雑宮の優位性を神人たちが ならなくなった。こうした「磯辺神人たちが伊雑宮を私祀化、 の支援ができなくなり、神人等は自力で神社を運営しなけれ への財政支援が滞るようになると、内宮は伊雑宮をはじめ別宮 その財政負担もすべて差配してきた。しかし、室町幕府の神宮 もそも、伊雑宮は内宮の別宮に属し、造営事業は内宮が支配し、 伊雑宮神人による神戸(神領)返還運動のなかで発生した。 宮を貶める説が挿入してあったからである。これらの偽説 の書と板木の破却まで訴えられる原因となったのは、 「伊勢二社三宮説」や伊雑宮の「内宮本宮説」といった伊勢両 ひいては謀計事件に発展する要因になった」と岩 北畠国司より志摩一国を拝領した九鬼嘉 その書に 従来の神

神人代表の山口九右衛門等が神訴状をもって直訴している(&) ず、同十三年 (一六三六) 四月、 雑宮神人五十余人を神島流刑に処した。それでも運動は治まら ここで注意したいのは、 だが、こうした運動をよく思わない九鬼氏は、 伊雑宮神人と『大成経』 将軍家光の日光廟社参の時に、 寛永二年、 との接点が

めに新たな神社縁起の創作が行われたのである。

社復興に神戸返還が加わり、さらに自社の訴えを際立たせるた

ところで、森田博士が注目した『大成経』の編者と目される

あった。

などを主張するなかで、鷦鷯本『大成経』にそれらの説を挿入文事件後「伊勢二社三宮説」に発展)や伊雑宮の「内宮本宮説」まだ見られないことである。その後、神人等は「伊勢三宮説」(寛

していく。その実行者は、神人代表の大崎(中村)兵太夫に依

の研究で明らかにされている。されるが、その間釆女と連絡を取り合っていたことは、岩田氏されるが、その間釆女と連絡を取り合っていたことは、岩田氏東された上州沼田出身の長野釆女とされる。寛文事件後、兵太頼された上州沼田出身の長野釆女とされる。寛文事件後、兵太

が、ゆえあって元和七年(一六二一)八月、伊豆大島に配流とに論者の一人として参加するなど高野山の碩学として知られた有は駿府城や二条城などで神君徳川家康や将軍秀忠の御前論議もうひとりの人物が高野山蓮花谷の按察院光宥法印である。光

行の『年譜』寛永十六年条には、(密)と、その翌年、光宥は山鹿素行に神代紀を講義している。素(密)。 寛永十五年(一六三八)十月、赦免されて江戸に寄寓すなる。寛永十五年(一六三八)十月、赦免されて江戸に寄寓す

火して素を食す。 を講ず。)季秋晦日より十月朔に迄りて畢る。三十余日別今年神道を光宥より相承く。(高野按察院なり、神代上下

可を受けるが、その印可状の「筆者は高野按察院先住光宥」でれたのであろう。同十九年九月、素行は小幡景憲から兵法の印点言流神道による神代巻講義とともに両部神道の秘伝が伝授されたのであろう。同十九年九月、素行は小幡景憲から兵法の印成之冬、高野按察院光宥法印合神道令, 伝授, 候、神代之巻ハ歳之冬、高野按察院光宥法印合神道令, 伝授, 候、神代之巻ハ歳之冬、高野按察院光宥法印台神道令, 伝授, 候、神代之巻ハよのである。当時十八歳の素行は、光宥より『日本書紀』神代巻をとある。当時十八歳の素行は、光宥より『日本書紀』神代巻を

二十三日に入寂する。 (一六五○) 十一月であるから、『年譜』には見えないが、その間もしばしば素行は光宥から神道などの教授を受けていたとい間もしばしば素行は光宥から神道などの教授を受けていたといるよう。 光宥が大赦 を受けて帰山するのが 慶安三年その後、光宥が大赦を受けて帰山するのが 慶安三年

八幡社に『大成経』七十二巻を奉納していることから、そこに(一六八四)八月十五日に、長野采女(竹内重好)父子が深川光宥が「武府深川之旅館」に寄寓したことと、貞享元年切出て来ない。そこで敢えて想像をたくましくすれば、赦免後、あり、『密教大辞典』「光宥」の項にも、『大成経』の記事は一ところが、光宥が『大成経』に関わったという史料は未見でところが、光宥が『大成経』に関わったという史料は未見で

所蔵 高野本と称し、また森田博士が前掲論文で紹介した大国魂神社 『旧事大成経』巻四十五「祝言本紀」表紙の見返しにある 潮音の **『大成経』** を依田徧無為が『大成経由来記』 で

何らかの接点乃至関係が見出せそうであるが、

不明である。

張り紙には、「祝言本紀有,,三本,、一者出 |庵室本|。二者出||於忌部家|、今称| |鷦鷯本|焉。 ||於高野山庵室坊|、

士が前掲書で紹介した『吾道宮縁由』には、 於斎宮 | 、而伝| |于有原家 | 、是称| |長野本 | 也] とあり、 **『大成経』** は、「近 河野博

第119巻第8号(2018年)

との接点は見出せないのである。 経』との関係を無視するわけには **濃守ノ家ト三ヶ所ニ相伝有来」とあることから、** 江佐々木明神之宮、 光宥が入寂した年の十二月、伊雑宮神人は『伊勢三宮之図』 高野庵室清滝明神之宮、上州箕輪城長野信 V かない。 だが、 光宥と『大成 闇斎と光宥 を

る。

だが、

帰途参宮したのは、

問を受けていたのなら、

神宮で伊雑宮対策の中心的人物のひ

闇斎が井上奉行からこの件

:で諮

している。 四年 上正利に否定された後、 を著して内宮本宮説を主張する。そして、 ついで六年後の万治元年(一六五八)八月に (一六五八) 山崎闇斎が井上正利邸に寄寓するようになるの よって、 からで、 井上邸 以後毎年三月に東遊し、 (寺社奉行所を兼ねる) 『伊雑宮旧記勘文』 に寄寓する 八月に帰京 Ú 明暦

闇斎が、

この一

連の事件を知っていても何ら不思議ではなく、

國學院雜誌

よ う。 ③ 伊勢三宮と申すや、これ曲事なり、 召し出し、 再興の申請書を一旦受理するが、その後八月十八日に神人等を 井上奉行からこの件で諮問を受けていた可能性も十分考えられ 岩田氏によると、井上奉行は万治二年五月二日に伊 「伊雑宮は内宮の別宮なるところ、 故に伊雑宮の 何故内宮と共に 再 興はまか

ならぬ」と申し渡し、 申請を却下したという。

上奉行の却下申し渡しを見届けた上で帰京したのかは不明であ 下が下された日と同じであるのを偶然とみるの 途伊勢神宮に参拝している。この帰京の日が、 奉行の却下申し渡しの日(八月十八日) 闇斎は、 昨年同様その年も三月(二十三日)に東遊 に帰京、 伊雑宮神人に却 か、それとも井 昨年に続 き帰 Ė

和 神人の偽説を知らずに引用抜粋していた、 とも考えられよう。そうすると、 長や外宮権 の疑いが杞憂に過ぎないどころか、 禰宜度会延佳等に、 その件を報告するためであ 闇斎が その件の事情は幸和 『大成経』を、 とする前述の吉見幸 0 た

りで、のちに伊勢系「中臣祓」の伝授を受ける大宮司大中臣

も詳しかった、 とも言えよう。 潮音が

寛文十年 (一六七〇) 二月、

「聖徳太子十七条憲法註

見られないという。 それから三年後の延宝元年(一六七三)十二月六日、林鵞峰は 鷦鷯本『大成経』三十一巻が、京極内蔵之助により板行される。 を板行する。 この「旧事大成経鷦鷯伝新板一部十六冊」を借り受けて通覧し、 河野博士によると、この書に『大成経』 同年六月上旬、東武にて謹書の跋文をもつ の影響は

偽書との疑いを強くしている。

延宝三年、

潮音は京極氏より『大成経』正部(三十一巻)を

そして池田逸士が持参した「憲法本紀」をそれぞれ板行したと 求め通読し、さらに別の「神教経」、「宗徳経」と「聖皇本紀」、 よる板行と見ている。 いう。なお、 岩田氏は、これらの書は潮音ではなく長野采女に

された。その後、延宝七年五月に「礼綱本紀」が板行され、 宝三年五月に、「神教経」と「宗徳経」は延宝四年五月に板行 記によると、「憲法本紀」は『聖徳太子五憲法』として延 同

年九月に『旧事大成経』全七十二巻が潮音により江戸室町の書

件について、 を書写し、翌日返却したことが前述の 肆より板行されたのである ところで、この間の延宝六年十月二日、山鹿素行が『大成経』 かつて阿部隆一博士が平戸山鹿家の調査を行った 『年譜』に見える。 その

ところ、巻五十九の「礼綱本紀」下巻上の大部分と巻六十の「礼

— 7 **—**

筆であった事を報告している。 写本が見つかり、 その一部は素行の自筆であったが、多くが

綱本紀」下巻下、

および巻六十八の「軍旅本紀」下巻の一

部

写本が一部出回っていたことを物語ろう。 たにもかかわらず素行が書写していたとは、 なお、「礼綱本紀」と「軍旅本紀」は、当時ともに未板であっ **『大成経』**

つ頃知ったのであろうか。それを探る手がかりの一つとして、 ていたであろう、と推測したが、ならば闇斎は『大成経』をい 本宮説」を、寺社奉行井上正利を通じて万治二年の頃には知っ さきに闇斎が伊雑宮神人の偽説「伊勢二社三宮説」や「内宮

の神道は忌部丹斎より御相伝と御物語にて承申候」と伝える。 たとの伝承がある。この伝承を残したのは闇斎の高弟植田艮背 闇斎が『大成経』編纂者のひとりと目される忌部丹斎に師事し (初代広島藩儒) である。彼は『艮背語録』で「霊社、

けたのではないか、と近藤啓吾翁は推測する。 その伝承と、「霊社」こと闇斎が、 寛文四年に校刊したことから、同二年頃にその書を丹斎から受 忌部正通の 『神代口訣』を

博士によると、 相伝した広田坦斎と同一人物である(『配所残筆』)。 なお、忌部丹斎とは、素行に「忌部氏神道之口訣」 坦斎は「慶長十二年に猪熊少将勅勘の時 山本信哉 を残らず

— 8 **—** と伝へる」という。 た」という。また、 坐によつて京都を立退き、 ならば、 阿部博士は、坦斎は「正保慶安の頃没した 江戸に寓居し、 坦斎が没した頃は、 薙髪して坦 闇斎が二十七 斎と号し

第119巻第8号(2018年) 屋役人であった石出帯刀から伝授を受けたとも考えられよう。 ある。そこで『秦山集』十六が伝える、坦斎の弟子で幕府の牢 るが、闇斎が初めて江戸へ下るのは万治元年、 時期である。しかも、当時坦斎は江戸で活動していたと思われ 歳~三十五歳にあたり、まだ神道研究を本格的に行っていない 『配所残筆』 には、 坦斎死後は素行が帯刀に神書の指導をした 四十一歳の時で

國學院雜誌 往古に復さん事」とあり、 重んじたことから、忌部氏嫡流の広田坦斎が(キョ) 武宇地話』(享和元年〔一八〇一〕成)に「志摩国磯辺伊雑皇 動に協力していたとの伝承もある。たとえば、藤原忠儀 のひとりと目されるのだが、それだけではなく伊雑宮神人の運 口市正忌部澹斎といふもの寛永の始江府にくだり(中略) 太神宮と申奉るは、今八丁堀に鎮座 ところで、 **『大成経』** が忌部神道を意味する斎元神道を特に (中略) 往古磯辺の神職出 『大成経』編纂者 0 神領

> る上でも注意したい では、闇斎はいつ頃『大成経』を入手閲覧したのであろうか。

雑宮神人の運動に協力していたとの伝承は、

闇斎との関係を探

の筆記録 にあたり、延宝本では巻六にあたる。 たろう。その引用箇所は「神祇本紀」下巻で、 管見の限り、 『日本書紀』神代巻を『神代口訣』を参考にして講義した時 延宝五年(一六七七)の後半か、または明年初めとされ 『垂加翁神代記講義』に一ヶ所見られるのがそれにあ 闇斎の書で『大成経』の初見は、 絅斎が闇斎に入門したの 弟子の浅見絅斎 鷦鷯本では巻五

に

る。3は、 十六日に亡くなる。よって、このわずか三年の間に、闇斎は 鷦鷯本であった可能性が高く、士清の旧板使用説に合致しよう。 お、当時延宝本は未板であるから、闇斎が見ていた『大成経』は、 五月頃から出入りを禁じられ、破門状態になるからである。 の初めごろと推測できよう。なぜならば、 闇斎は絅斎を破門した三年後の天和二年(一六八二)九月 よって、闇斎がその講義をしたのは延宝六年後半から明 絅斎は延宝七年四 な 大

ると、 ならば、 神代紀を講義した頃には既に進められていたと考えられよう。 引用 『風水草』も鷦鷯本を使用していた可能性が高くなる。 個所の極めて多い 『風水草』の編纂作業は、

著『風水草』と未完の大著『風葉集』を纏めたことになる。

光日光社参の折、

坦斎が阿部豊後守に『大成経』を献上したと

潮音著

『扶桑護仏神論』

にも将軍家

その真偽は兎も角、

寛永の頃に坦斎が、

江戸において伊

代皇代大成経序」に「礼綱本紀」の書名は見えるが、掲載はな

延宝本の「雑部」

(続部・副部) にはじめて掲載されるか

なく、延宝本に見られる個所が多く見られる。ところが、『風水草』の引用文をよく調べてみると、鷦鷯本に

用抜粋された『大成経』の記事を検討してみることにしよう。そこで、次に『風水草』『風葉集』『垂加翁神代記講義』に引

二、闇斎が引用抜萃した『旧事大成経』の検討

てきれない。

闇斎も旧板、すなわち鷦鷯本の「雑部」を見ていた可能性は捨

闇斎が亡くなる年の五月に作成した蔵書目録

『垂加翁書籍目

たと思われる。
言」抜粋書を予め作成し、それを用いて『風水草』等を編纂し言」抜粋書を予め作成し、それを用いて『風水草』等を編纂し録』に、「旧事大成拔書 壱巻」がある。闇斎は『大成経』の「粹録』に、「旧事大成拔書
「いっぱん」

を書写したのも、そのうちの一部なのかもしれない。とすると、宝本の板行一年前に、「雑部」の「礼網本紀」と「軍旅本紀」門外不出の秘書として存在していたようである。山鹿素行が延らである。ただし、鷦鷯本「跋文」によると「雑部数十巻」は

れたものである。この表から、『大成経』を頻繁に引用してい代記講義』(「神代講義」と略称)に引用した本紀欄に圏点を入本と延宝本の目次構成をあげ、『風水草』『風葉集』『垂加翁神二こに挙げた表一「旧事大成経新旧構成比較表』には、鷦鷯

るのは『風水草』だけであることが確認できる。

表一「旧事大成経新旧構成比較表」

鷦鷯本(旧板)	延宝本 (新板)	風水草	風葉集	神代講義
	首一神代皇代大成経序・伝	风八平	风水米	7年7人四年9年
神代皇代大成経序・伝	首二 先代旧事本紀目録			
巻一 神代本紀	巻一 神代本紀			
	巻二 先天本紀			
巻二 陰陽本紀 巻三 黄泉本紀	巻三 陰陽本紀			
	巻四 黄泉本紀			
巻四 神祇本紀上	巻五 神祇本紀上	0	0	
Ms	巻六 神祇本紀下			0
巻五 神祇本紀下	巻七 神事本紀上			
<u> </u>	巻八 神事本紀下			
巻六 天神本紀上 巻上 王神太紀下	巻九 天神本紀上 巻一○ 天神本紀下			
巻七 天神本紀下 巻八 地神本紀上	W 101.30f -1- 63.1	l ŏ		
巻九 地神本紀下	* - 47			
巻一○ 皇孫本紀上	卷一二 电概本配下 卷一三 皇孫本紀上			
卷一〇 皇孫本紀上 卷一一 皇孫本紀下	巻一四 皇孫本紀下			
巻一二 天孫本紀上 巻一三 天孫本紀下	巻一五 天孫本紀上	0		
巻一三 天孫本紀下	巻一六 天孫本紀下	0		
巻一四 神皇本紀上・上	巻一七 神皇本紀上・上			
巻一五 神皇本紀上・下	巻一八 神皇本紀上・下			
巻一六 神皇本紀中・上	巻一九 神代本紀中・上			
巻一七 神皇本紀中・下	巻二〇 神皇本紀中・下			
巻一八神皇本紀下・上	巻二一 神皇本紀下・上 巻二二 神皇本紀下・下 巻二三 天皇本紀上・上			
巻一九神皇本紀下・下	巻二二神皇本紀下・下			
巻二〇天皇本紀上・上	巻二三 天皇本紀上・上	0		
巻二一天皇本紀上・下	巻二四 天皇本紀上・下	-		
巻二一 大皇本紀上・下 巻二二 天皇本紀中・上 巻二三 天皇本紀中・下	巻二五 天皇本紀中・上 巻二六 天皇本紀中・下	-		
卷二二 人至平礼中 十				
巻二五 天皇本紀下・下				
卷二六 帝皇本紀上・上	巻二九 帝皇本紀上・上 巻三〇 帝皇本紀上・下 巻三一 帝皇本紀中・上 巻三二 帝皇本紀中・下			
巻二七帝皇本紀上・下	巻三○ 帝皇本紀上・下			
巻二七 帝皇本紀上・下 巻二八 帝皇本紀中・上 巻二九 帝皇本紀中・下	巻三一 帝皇本紀中・上	0		
巻二九 帝皇本紀中・下	巻三二 帝皇本紀中・下	Ĭ		
共二○ 空阜木紀下・ト	券ココ 高自木紅下, L			
巻三一 帝皇本紀下・下	巻二四 甲呈平和 Γ・ Γ			
跋文	巻三五 聖皇本紀上・上			
	巻三六 聖皇本紀上・下 巻三七 聖皇本紀下・上			
	巻三七 聖皇本紀下・上			
	巻三八 聖皇本紀下・下			
	巻三九 政教本紀上・上			
	巻四〇政教本紀上・下			
	巻四一 政教本紀中・上 巻四二 政教本紀中・下			
	巻四三 政教本紀下・上	1		
	巻四四 政教本紀下・工 巻四四 政教本紀下・下			
	巻四五 祝言本紀			
	参四五 机百平札			
	巻四六 天政本紀 巻四七 太占本紀上			
	1 参四八 太占本紀下			
	巻四九 暦道本紀ト・ト			
	券力()			
	共五一 麻道木紀下・ト			
	巻五二 暦道本紀下・下 巻五三 医綱本紀上・上			
	巻五三 医綱本紀上・上			
	巻五四 医綱本紀上・下			
	巻五五 医綱本紀下・上			
	巻五六 医綱本紀下・下			
	巻五七 礼綱本紀上・上	0		
	巻五八礼綱本紀上・下			
	巻五九 礼綱本紀下・上			
	巻六〇 礼綱本紀下・下			
	巻六一 詠歌本紀上 巻六二 詠歌本紀下 巻六三 御語本紀上・上			
	さハ - - - - - - - -			
	さハー 呼叫学売上・上 券 ナ 川 御語 本紀 ト・下	 		
	巻六四 御語本紀上・下 巻六五 御語本紀下・上	+		
	巻六六御語本紀下・下	+		
	卷六七 軍旅本紀上			
	巻六八 軍旅本紀下			
	巻六八 軍旅本紀下 巻六九 未然本紀 巻七〇 憲法本紀			
	巻七〇 憲法本紀			
	巻七一 神社本紀			
	巻七一 神社本紀 巻七二 国造本紀			

丰一「旧事士成怒新旧货物签证」

衣— 口事人队栓新口扱杆固阶]						
旧板(新	折板)	本紀名	引用数			
卷4 (巻	 5)	神祇本紀上	3箇所			
卷5 (巻	等6)	神祇本紀下	1箇所			
卷6(巻	等9)	天神本紀上	1箇所			
卷7 (巻	\$ 10)	天神本紀下	1箇所			
卷8(卷	\$ 11)	地祇本紀上	1箇所			
巻12(巻	½ 15)	天孫本紀上	1箇所			
巻13(巻	\$ 16)	天孫本紀下	10箇所			
卷20(巻	£23)	天皇本紀上巻上	3箇所			
卷28(卷	% 31)	帝皇本紀中巻上	1箇所			
* (*	\$ 57)	礼綱本紀上巻上	3箇所			

果である。 と「神祇本紀」上巻で一点重複し、「神祇本紀」下巻は 引用した 『大成経』の抜粋点数であるが、 『風葉集』 は 『風水草』 しているのは、「中臣祓」にある国津罪の事例を多く挙げた結 たる。なお、 翁神代記講義』のみである。それ以外はすべて『風水草』にあ 次に挙げた表二「旧事大成経新旧抜粋個所」は、この三書に 『風水草』で「天孫本紀」下巻から多く抜粋引用 『垂加

言」として採用した説といえる。 方針をとる。よって、引用抜粋した記事は、基本的に闇斎が「粹 自説はできるだけ述べず、他書の説をもってそれを代弁させる 斎の編纂方針は、 では、『風水草』から具体的に検討してゆこう。 孔子の「述べて作らず」の方針を尊重して、

そもそも闇

-**中臣祓」 概説の項**(大系本三·四頁、全集本三六二·三六三頁)

その根拠に『大成経』(延宝本、以下同じ)巻三一「帝皇本紀 斎語録)にも掲載されるなど、垂加神道で重視した説であるが、 磐連とするが、闇斎は「未詳」とする。以上は「垂加社語」(闇 のような宣命体になったと説く。なお、卜部抄では、それを常 の時には聖徳太子が「倭訓」を「漢字」に附すことで「今本_ 郎子を指す)のような「倭漢之訓」に通じた人が出、用明天皇 神天皇の時代に、漢字が渡来し、菟道王(応神天皇皇子菟道稚 なわち、種子命は「神代文字」で祝詞を書いて奏上したが、 根拠として、『旧事紀』や『古語拾遺』から関連記事を挙げる。 が掌ってきた道を祝詞として奏上したものといい、その持論 次に「嘉按」(嘉=闇斎が考える所)として持論を示す。 「中臣祓」は神武天皇の時代に、天種子命が、祖父天児屋命 風水草』上巻の巻頭は、「中臣祓」の概説から始まる。 闇斎 す 応

— 12 —

國學院雜誌

理を理解するため、かえって神代を謾り、皇代を軽んじている、

わが国に漢字を伝えた王仁は、支那の道理をもってわが国の道

皇十九年十月」条を引用する。それによると、

住吉大神から、

この項では

「高日」と「日高」

の順で各事例をあげるなかで、 巻一〇一天神本紀」下巻を

一 日

高」の事例

の最初に『大成経』

斎は伊勢本「中臣祓」を用いるため、「高日『国」を採用する。 臣祓」や『延喜式』「大祓祝詞」では「日高見国」とある。

挙げている。

書法」であり、「八幡神意之遺法」でもあるとする

その根拠に『大成経』巻二三「天皇本紀」上巻・上「応神天

りる場合があって、それらを使い分けて和文を作るのが

ヒ」)と「漢字」(「中臣祓」)があり、「漢字」にはさらに「訓義」

|高天原・神留坐||)を取る場合と、「音声」(「尓・須」)を借

次に闇斎の持論として、日本語には「倭語」(「ナカトミハラ

第119巻第8号(2018年)

系本『風水草』は「学弘才。荒 」とルビが付き、

なお、『風水草』と『大成経』

の語句の異同に関しては、大

本『風水草』は「学弘ク才荒クシテ」とあり、

鷦鷯本は白文の 延宝本と全集

鷦鷯本は「八節之法」の「之」が無く、「韓国人文」の

語句の異同に関しては、『風水草』と延宝本はほぼ同じだが、

神意之遺法」と考えたのである。

を「諱」に、「純一弘自」の「純」を「専」にしている。

高日"国」項(大系本五三頁、全集本四二七頁)

ここから『風水草』中巻に入る。「高日"国」とは、

畄

う。それが『大成経』の引用にも繋がったのかも知れない。

この記事を根拠に、神代からの日本語の真理が漢字の巧理に

威」を廃することになる、と注意したことを伝える。

闇斎は

しようとすれば、「神法妙」を謾り、「神験徳」を失して「吾国 であるから、「異国巧理」を用いてわが国の「正直書」を理解 が国の文章を理解してはいけない。また、「神代正直、吾国直国」 との託宣が出る。そこで応神天皇は王仁を召し出し、

「人国」だがわが国は「神国」であるから、

汝の国の道理でわ

汝の国

よって失われなかったのは、応神天皇の御蔭、すなわち「八

とっても有用である、と用明天皇に上奏したとの伝承である。

国に通じ、「天覆物事」を明らかにすることができ、

わが国に

(漢字) に附し、漢字を「我字」にすれば、わが国の風俗が外

闇斎は儒者には珍しく聖徳太子に否定的ではなかったのであろ

ため訓は不明である。

巻上「用明天皇元年五月」条を引用するのである

すなわち、「上宮皇子」(聖徳太子)は、わが国の訓を「秦字_

為」事者依;;方吉凶;、其法元也」を引く。 『大成経』では、

引用文の前に「神武紀」の「(戊午年)

夏四月丙申朔甲辰

ことがわかる。

はない。一方の鷦鷯本は、 要尊 語句の異同に関しては、『風水草』は大系本・全集本ともに「要 とあり、 城」とあり、異同が見られる。 延宝本の木版本 左の通り、 は 多くの個所で異同がある なお、 要共 一尊 域」、同写本は 『風水草』にルビ

故以最尊為要帝也地得吾日高見国五穀皆登須臾失日高見国 夫斎元道者天得吾最尊三光遍照須臾失最尊則帝神悉失其度 后祇悉失其節故以日高見国為要城也

ように思われる。 これを見ると、 鷦鷯本を加筆修正したものが延宝本であった

武紀」(『風水草』は「神武紀」を全文抜粋する)の「日神之威 項には五個所で『大成経』 が引かれている。 まず、 神

奉仕

項

の神武天皇勅語の後に、『大成経』巻一六「天孫本紀」下巻の を背に負えば、刃に血ぬらずして虜は必ず自ずから敗れる、 (大系本五九·六四·六七頁、全集本四三六·四四三·四四七頁 ح て来たという。 であったが、天照太神の命で天孫を救うため鳶に変化してやっ を知る由縁との記事である。後者は、鳶神はもと「日宮三軍幡」 紀」上巻を引用する。 割注として『大成経』巻一六「天孫本紀」下巻と巻五 その後、 前者は、 天孫の勅許を得て「山背国怨兒山」に

『大成経』の、事をなすには方角の吉凶によるのが道理である、 孫」に、「僉曰」を「僉一同曰」に改めている。 それを承知で、 から「虜必自敗矣、

僉曰、然」まで抜粋するが、

「天皇」を「天

との説だけをあげ、次に「嘉謂」と持論をあげる すなわち、わが国の軍配、いわゆる大星とは是なり。 子

「星」(日+生)字に蔵して伝えている、という。ここも持論の を負えば、必ず「生利」を得るの道理に通じるもので、これを 角を負うてこれに向かうとは、すなわち「大日孁神之御威光. 時に南方を撃ち、 卯 (東 時に西方を撃つように、 その時 の方

根拠に『大成経』を用いた例といえよう。 語句の異同に関しては、鷦鷯本のみは 「是軍戦法向

日撃

則

干

之八無利故忌向太陽其法元也」とある。

二個所目と三個所目は、「神武紀」の「金色霊鵄」に 軍陣に「異鳶」を得るのは勝 神祇 おけ Ź

天照太神の命で「三軍璽幡」になり、 天狗神を領すとある。また、 常に「天門前」に立って 異説では、 天人熊命

移り住み、

-14 -・児伏誅強」したが、神武天皇の時に「金色鳶」に変化して「勝

為神」である、という。 軍瑞」になった。今は「山背国怨兒山」に坐す大神であり、 語句の異同に関して、大系本は「魔 為神」とルビが振られ

にも、

「旧事大成経第四巻、

盟珠誓約之処」にあり、

それは

風葉集

を改めるのを忘れたのかも知れない。そうした事例は、

ているが、全集本や『大成経』には見えない。 四個所目は、『先代旧事本紀』巻七「天皇本紀」にある「令」

茲十宝|謂||一二三四五六七八九十|、而布瑠部、 由良由良止布

瑠部」とある箇所の割注に、「旧事大成第六日」として「謂

一二三四五六七八九十 | 而振 | 揺之 | 、玲瓏玲瓏与振 | 揺之 | 」を

第119巻第8号(2018年)

下巻にはみえない。それに対し、鷦鷯本では、巻六「天神本紀 延宝本では、巻九「天神本紀」上巻にあたり、巻六「神祇本紀 引く。ここは珍しく『大成経』の巻数を明記している。しかし、

ていたことになる。ところが、この二種の内容を比較してみる 鷦鷯本「一二三四五六七八九十眞振揺之玲瓏振揺之_ 鷦鷯本よりも延宝本に近いことがわかる。

上巻に同様の記事が見える。とすると、闇斎は鷦鷯本を使用し

國學院雜誌

延宝本「一二三四五六七八九十眞振揺之玲瓏玲瓏与振揺之」

風水草 「一二三四 闇斎は 五六七八九十而 『風水草』編纂当初は鷦鷯本を使用し 振摇之玲瓏玲瓏与振摇之」

ていたが、延宝本を手に入れた後、

それに変えたものの、

卷数

これは「布瑠之祝文」である、との記事を挙げている。

れていく過程の中間本を入手していたとも考えられよう。 延宝七年(一六七九)の間に、鷦鷯本の内容が延宝本に改めら 本が板行された寛文十年(一六七〇)から延宝本が板行される 纂にそうしたケアレスミスは殆ど見当たらないことから、 れと同じである。ただ、『風水草』全体を見る限り、 鵝本の「神祇本紀」上巻に当たるが、内容は延宝本の巻五 闇斎の のそ

謂 瑠部」を伊勢神道系の すなわち、『先代旧事本紀』にある「而布瑠部、由良由良止布 而布瑠部、 さて、闇斎はこの『大成経』の記事を引用した後、「嘉 ||之咒文||者非矣、社家往往不」知||其非| 由良由良止布瑠部、神皇系図・類聚本源・元元集等、 『神皇系図』・『類聚神祇本源』・『元元集』 也」と持論を示す。

等は「咒文」とするが、それは間違いで、多くの社家もそれに

で、この記事の前後に ような金属が触れあって美しい音を奏でる様子を表現したもの 気付いていないという。 瑞宝」の縁である、とあり、その後に「伊勢御師口傳」をあげ、 の「振揺之玲瓏玲瓏与振揺之」をあげる。これは鈴や剣 『先代旧事本紀』の「 闇斎が咒文説を否定する根拠に 「神楽歌舞 「大成

山崎闇斎と『旧事大成経』

宝本の巻五十七「礼綱本紀」上巻上「神儀第一」の項に当たる。 武霊雷大神の記事である。 五 個 |所目は、『風水草』に「旧事大成五十七日」と明記した 巻五十七は鷦鷯本板本にはなく、 延

内容は、武霊雷大神が剣に成って「天隠山大神之祠」に降臨し、 橿原宮天皇」すなわち神武天皇の軍を助け、 遂に震振宮に鎮

を護持する。この三約に三種の神器が付くことから、 全国で常時「三種天約」は護持せられ、「三種の礼」(三礼―敬 の三種の神器によりつき全国に鎮座することになる。そして、 諸神はこ

社の諸神は「三種天約」(三約―宝祚不変・異国不侵・自国豊安)

め、そこで毎年神体を迎える「震振礼」が行われる。また、 座する。その宮には、さまざまな罪や災いを払う十種神宝を納

神

する、というよりも補強しているとさえいえよう。 吾天皇・敬吾中国・敬吾神明)が行われるとある。 これはわが国の神社は日守木である、との闇斎の持論に近似

天御蔭日御蔭隠坐」項(大系本八六·八九頁、 全集本四六七·四七一~

天武天皇七年に沙門道行により草薙剣が盗まれた記事の補注と して『神名秘書』 ここは二個所ある。 から、その後、 まず一 個所目は、「八剣」のことである。 草薙剣に「剣七柄」を造り加

-15-

えて、 この『大成経』とは巻五七「礼綱本紀」上巻上「神儀第一」を 指す。ただし、ここは日本武尊が「天照太神魂剣」を熱田宮に 「嘉謂、 熱田社を「八剣宮」とした記事を挙げる。 「為||八剣||之事、亦見||旧事大成||也」|とコメントを付 それに続 いて

があることを示したものである。

の伝承である。ここは「八剣」を造ったことに関する別の伝承 遷座し、それとは別に「八口剣」を造り外宮に納めた「八剣殿

鈴印等」、光孝天皇は「天子璽綬・神鏡・寶剣等」を献上され 二個所目は、文徳・清和両天皇は「天子神璽 寶剣 符節

て即位したとある記事に続いて『大成経』を引く。『風水草』

神器や装束などの意義や役割、そして式次第などを詳細に記す。 **儀第三」の項にあたる。ここは天皇即位式における冠や三種の** では「旧事大成五十七日」とある通り、「礼綱本紀」上巻上の「皇

あり、 神剣高座」とあって、 例えば、即位日にかぶる冠は「天孫降臨時所」冠天上之冠」で 「天皇高座」、左は「日神・月神・星神高座」、右は「神鏡・神瓊・ 即位式では三つの 「尊壇」を「正安殿」に設け、 三種の神器の順に拝礼して 中央は

天皇高座」に就くとある。

天皇は三神、

以上、この項は持論の根拠ではなく、参考資料として引用し

たものと思われる。

国津罪」項(大系本一○一・一○二、全集本四八六~四八九頁

ば、『大成経』は「凝黒身」に「コクミ」のルビが付され、 ここは「天孫本紀」上・下巻から七個所引用している。 例え 風

水草』「古久美」項では「凝黒身也」としている。闇斎は『大

えば、「于奥国有」神」を鷦鷯本(巻十三「天孫本紀」下巻) 成経』の和訓に注視し、積極的に受け入れているようである。 語句の異同に関しては、 鷦鷯本との異同の多さが目立つ。 例

を鷦鷯本(同右)は「皇卒之使牛馬食之」とある。この例から、 は「于時奥陸有神」とあり、「令||皇卒刈」之食||荷馬・荷牛|| 『風水草』は延宝本またはそれに近い写本を引用した可能性が

第119巻第8号(2018年)

高津鳥災」項(大系本一○七頁、全集本四九三頁

内

國學院雜誌

高いといえよう。

縁之起也」を鷦鷯本は「此縁也」とするほか、鷦鷯本は頗る異 本「子 勝神也」を「千 勝 神 也」とする。また、『風水草』 「此 容は鳥神と天狗神のことである ||流電||」を延宝本は「 狀 如||流電||」とし、『風水草』大系 ここは巻十六「天孫本紀」下巻から二個所引用している。 語句の異同に関しては、『風水草』大系本・全集本ともに「形

同が多い

畜仆蠱物爲罪」項(大系本一〇七頁、 ここは『風水草』に「舊事大成。牛馬倒事、蠱物事、 全集本四九四頁

共見」前_

巻と重複する。 とあるように、「国津罪」項で前出した巻十六「天孫本紀」下

ものである。

国津罪」項からこの項までは、

国

津罪」 0)

事例を引用した

持出」項 (大系本一四一頁、全集本五二八~五二九頁)

ここは巻五「神祇本紀」上巻から一個所引用

してい

したことがわかる。 鷦鷯本は延宝本になるまでに、潮音等による加筆訂正を必要と 鷦鷯本は「天照太神恐父母二神尊之徳勝」とある。この例から、 水草』や延宝本は、「天照太神父母二神尊恐,,其徳勝,」とあるが、

瀬織津姫´神・速誘流姫´神」とあるが、この個所だけ典拠を る。まず一個所目は、「旧事大成日。二見二社、 **|速佐須良比咩| 項**(大系本一五二・一五四頁、全集本五四二・五四五頁) ここから『風水草』下巻となる。この項は二個所引用して 祓解 社ナリ

-17

二個所目は、巻十一「地祇本紀」上巻からの引用である。見つけられなかった。後考を待ちたい。

姫「」とあり、延宝本は「時為「奇稲田姫「」とある。鷦鷯本は『風ろである。『風水草』は大系本・全集本ともに「始為」「奇稲田こは八雲神詠を素戔嗚尊ではなく、 奇稲田姫の作歌とするとこ

云云」とある。
「日本風格三十一字」と集本は「作和歌云云」、鷦鷯本は「作御歌三十一字」とある。『風水草』大系本と延宝本は「作和詠云云」、十十字」とある。『風水草』大系本と延宝本と鷦鷯本は「日本風水草』と同じである。次に『風水草』は大系本・全集本ともに水草』と同じである。次に『風水草』は大系本・全集本ともに

ここは鷦鷯本を使用した可能性をわずかに示す所である。

の絅斎に語るところである。その箇所を延宝本から抜き出して語を『大成経』巻六「神祇本紀」下巻に発見し、興味深く弟子大成ニアルゾ。則ココノコト也」と、「面白」という漢字の造コカラハジマリタゾ。コレヲ面白ト云字ニカイテアルハ、旧事は後に『神代記垂加翁講義』を検討しておこう。ここは神道

…(て) でごけぶ可ない乱省こったゝ。 なお、鷦鷯本では巻五「神祇本紀」下巻にあたるが、この箇

延宝本により近い写本を用いていた、と考えられよう。 このことから『垂加翁神代記講義』の時点で、鷦鷯本よりも所と次の文だけが何故か見当たらない。

おわりに

以上、闇斎が『旧事大成経』を引用した理由を検討してきた。以上、闇斎が『旧事大成経』を引用いていたことである。使用した『大成経』は、引用文では延用いていたことである。使用した『大成経』は、引用文では延立をと一致するのが大半であったが、巻数を明記したところは、宝本と一致するのが大半であったが、巻数を明記したところは、宝本と一致するのが大半であったが、巻数を明記したところは、温が中には、闇斎が『旧事大成経』を引用した理由を検討してきた。以上、闇斎が『旧事大成経』を引用した理由を検討してきた。

では、闇斎は『大成経』を偽書と知らずに引用していたので

年に寺社奉行井上正利からこの件で諮問を受けていた、と考え 闇斎が持論の根拠や補強に『大成経』を引用したのは、 編纂された書であろう事は気付いていたと思われる。それでも られるからである。よって、この書がそれほど遡らない時期に 道神学をより深化させる上でおおいに参考になったからであろ 彼の神

國學院雜誌 第119巻第8号(2018年) あ る。 。 のに仕上がっていたのである。 それに無い場合は、他書の『旧事紀』引用文を参考に批判を行 紀』がそれらの三書で構成されていることに気付いている)、 うに分析したところ、底本は寛永板本であったが、それを原文 を施した。例えば、『先代旧事本紀』の引用文を本稿と同じよ ただし、闇斎は、 『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』と検討し(闇斎は 度会延佳の 引用文には徹底的なテキストクリティーク 『鼇頭旧事紀』よりはるかに精度の高いも 『旧事

> 丈や幸和等のような次元とははるかに異なる御仁なのである。 る舎人親王の編纂方針でもあったからである。かくて闇斎は貞 判した上で後人の参考にすることを使命とした。それが尊敬 あろうとも、「粹言」があればそれを取り出し、それを史料 のであろう。 だが、闇斎においては、 どれだけ評判の悪 す 批

注

 $\widehat{1}$

他の神道書の引用においても同様で

う。そのような使用法は、

松下松平氏によると、『旧事大成経』の書名は、「先代旧事本紀・神代 経」〔『国史辞典』三、冨山房、 皇代大成経・先代旧事大成経、又は単に大成経ともいふ」(「旧事大成 昭和一七年〕三九四頁)

- 稿では『旧事大成経』または『大成経』と表記する。
- 2 『旧事大成経の研究』(藝苑社、 昭和二七年)七二頁
- 3 『日本書紀』神代巻の註釈書。 「中臣祓」の註釈書で闇斎晩年の代表的神道書 未完の大著を、孫弟子の若林強斎が最

 $\widehat{4}$

- 5 「旧事大成経をめぐる問題」(『悠久』 四· <u>_</u>, 昭 和 二七年)
- 6 「『旧事大成経』成立に関する一考察」(『神道史の研究』 出版部、 四四九頁。 昭和四八年。 初出『皇學館大学紀要』六、昭和四三年) 皇學館大学
- 7 谷省吾·金土重順編『賀茂別雷神社三手文庫 事本紀 常 十六巻」項に貼紙して似閑筆の「題、|活板先代旧事本紀 | | (皇學館大學神道研究所、昭和五九年) によると、目録の「一先代旧 『旧事本紀』と称す書は三種あり、十巻の『旧事本紀』、三十一巻 今井似閑書籍奉納目録.

と、さらに写本をもって校合したであろうことが想像できる。

闇斎は『大成経』を鷦鷯本と延宝本の板本

こうした例から、

おそらく、士清の旧板使用説は、

闇斎の名誉のために主張した

- 野)采女之徒」が付与したか、と推測し、 そのうち「大成経三十一巻」は「慈扁」(慈遍)が作成し、和訓は「(永 と七十二巻の『先代旧事本紀』あるいは『大成経』と号す書がある。 「其意雖",,甚深^,、非,,古
- 8 『増補大神宮叢書一八 度会神道大成 義,」と評している(一二六~一二七頁)。 後篇』吉川弘文館、 平成二二

年所収。二書の内容は同じであるため、引用はこの書を用いた。

- 9 この間の経緯は、岩田貞雄「皇大神宮別宮伊雑宮謀計事件の真相―偽 本書奥書に「此書欲」弁||五部書||而誹||議先輩|。|| | 。||漢実||者亦多矣。 予繙,|覧之,次批,,之上層,如」右。蓋有」所」不」得」已也。 書成立の原由について―」(『國學院大學日本文化研究所紀要』三三、 六月日 谷川士清識」(叢書、五四九頁)と記している。 和四九年)が詳しい。 / 寛保癸亥
- 11 七十二巻本を「延宝本」とするのは、松下松平氏の説による。松下氏 いような気もするので、刊行の年号によって延宝本と略称することに のではないかとの疑問も存し、七十二巻本大成経を潮音本とは称し難 実はこの板本刊行が潮音ではなく、長野采女の変名竹内重好によるも 本を底本に、延宝七年出版したともいうが、まだ私は確認し得ない。 本があって、 は「大成経には按察本とて、高野山按察院の光宥法印(中略)の旧蔵 した」(『旧事紀訓解』新国民社、昭和六○年、一七頁)と説く。 山鹿素行なども光宥に教わったことがあり、潮音はこの
- 12 依田徧無為著『大成経来由記』に「長野本ハ長野家ニ伝来シテ板行ニ 出サズ」(河野前掲書一二八頁)と伝える。
- 13 平成三〇年)で詳説した。 闇斎の慎重な編纂方法については、 《工藤浩編『先代旧事本紀論―史書・神道書の成立と受容』笠間書院: 拙稿「山崎闇斎と先代旧事本紀
- 14 序文は宝永六年二月八日付、伴部安崇の作。 勝田光寛の作。 国会図書館所蔵、墨付き三丁裏~四丁表。 跋文は享保十五年八月付

- 15 鎌田純一氏は、『先代旧事本紀』十巻を派生して三十一巻本の『大成経 えて七十二巻(の延宝本)が作られたものとみることが出来る」(カッ 二尊、天照大神、聖徳太子の信仰を加えて七巻とし、更に続の部を加 館、昭和三七年〕六七~六八頁)という。詳細は、表一「旧事大成 コ内は西岡注)(鎌田純一『先代舊事本紀の研究 が出来、「次にその三十一巻本(鷦鷯本)の文章を改め、それに諾 研究部』〔吉川弘文
- 16 岩田氏によると、寛文事件の「伊勢三宮説」を更に敷衍したの 大社」(七○頁)とを指す。 読尊)。二社は磯部大歳社を飯井宮と称し、この宮に祀られた猿田彦 尊)、その本宮たる五十鈴宮(伊雑宮、天照大神)、豊受宮(外宮、月 勢二社三宮説」であるという。その「三宮とは菟道宮(内宮、 大神社と磯部上之郷千田寺の境内に祀られた大己貴大神を祀った杵築 瓊瓊杵 が「伊

新旧構成比較表」の参照を願う。

- 17 岩田前掲論文、 一九頁。
- 19 18 同右五九、八〇頁。 同右二三頁
- 20 なお、『高野春秋編年輯録』一八(日野西真定編『新校高野春秋編年 小笠原春夫『国儒論争の研究』(ぺりかん社、昭和六三年)一四五 増訂版』〔名著出版、平成三年〕所収)によると、 時一武府
- 廣瀬豊編『山鹿素行全集思想篇』一五(岩波書店、 『素行全集』と略記する)所収一八頁。 昭 和 以下

論説編

Щ

鹿素行』

(神道大

深川之旅館」に寄宿していたとある(四一一頁)。

21

- 22 大野健雄・秋山一実校注『続神道大系 系編纂会、平成七年)三〇二頁
- 前揭『素行全集』一五、二一頁。
- 前掲『高野春秋編年輯録』一四、三三一頁

 $\widehat{24}$ 23

阿部隆一博士は「山鹿素行の青年時代に於ける和学の修養」 (慶応義

古書院、昭和六三年。初出『帝国学士院紀事』四―二、昭和二十一年) 塾大学附属研究所斯道文庫編『阿部隆一遺稿集』第四巻・人物篇、 汲

- $\widehat{26}$ 密教大辞典再刊委員会編『密教大辞典・増訂版』第二巻(法蔵館、 とはあり得、寧ろその方が当然と考へられよう」(九二頁)という。 をる所を見ると、此の時一回に限らず、その前後幾回か光宥に学ぶこ において、「『神代之巻ハ不及申、神道之秘伝不残令伝受候』と言つて 昭
- 27 岩田前揭論文八四~八五頁。

和四四年)五五六頁

- $\widehat{28}$ 岩田前掲論文二六~二七、三二、四六、五四頁
- 参照。 近藤啓吾 『山崎闇斎の研究』 (神道史学会、昭和六一年) 巻末「年譜
- 拙著『近世出雲大社の基礎的研究』(大明堂のち原書房、 八〇頁等参照。 平成一四年
- 31 岩田前揭論文二七頁。
- 32 『山崎家譜』(近藤啓吾校注『神道大系・垂加神道』上、 昭和五九年。以下 『垂加神道』と略記する)五二五頁。 神道大系編纂
- 林鵞峰 河野前掲書七三頁。 「南塾乗」(山本武夫校訂『南塾乗
- 集一四三(続群書類従完成会、平成一七年)九八頁。林家と潮音との 護仏神論』を中心にして―」(『東洋の思想と宗教』二七、 関係については、矢崎浩之「潮音道海の羅山批判とその意図― 国史館日録』五・史料纂 平成二二年
- 延宝本の巻三九・四〇の「政教本紀」にあたる。
- 36 延宝本の巻三五~三八の聖徳太子伝にあたる。
- 37 延宝本の巻七○にあたる。
- 昭和五〇年)三三八~三三九頁。 古田紹欽「潮音道海の神道思想」 (『神道教学論攷』神道宗教学会編刊

- 39 岩田前掲論文八六頁
- $\widehat{40}$ 延宝本の巻五七~六○にあたる。
- $\widehat{42}$ $\widehat{41}$ 43 前掲『素行全集』一五、二〇〇頁 鷦鷯本の跋文に、「斯本紀三十一巻之外、更有雑部十巻大嘗会・御灌頂・ 阿部前揭論文九五頁。 鷯伝先代旧事本紀大成経』聚文社、 三器再興之伝・八雲神秘・軍旅本紀等書、深秘于家」(宮東斎臣編 昭和五六年、七七三頁。
- 『艮背語録』(前掲『垂加神道』上)四四六頁。

鷯伝』と略記する)とあり、素行が筆写した「軍旅本紀」が見える。

以下『鷦

- $\widehat{45}$ $\widehat{44}$ 46 山本信哉「山鹿素行子の聖教に就いて」(『研究評論歴史教育』八― 近藤前掲書三六一、五二一頁。
- 47 阿部前揭論文九三頁。 一〇、昭和九年)二七頁。
- $\widehat{48}$ 慶長十二年(一六〇七)の猪熊事件当時坦斎が二十歳前後であったと 七十五歳前後となる。なお、石出帯刀は寛文二年時、 仮定すると、寛文二年(一六六二)闇斎に忌部神道を伝授した時は 四十七歳、 闇斎

は算え四十五歳。

- 50 49 臣氏(卜部氏)と対立的関係に在つた忌部氏(斎部氏)の斎元神道を 河野博士は「『大成経』は中臣氏(卜部氏)の宗源神道に対して、中 強調する傾向の著しい神道書である」(前掲書一○一頁)という。
- 松下松平「旧事大成経」(前掲『国史辞典』三)三九四頁。 同様 の記
- $\widehat{51}$ 岩田氏は、これは寛永十三年の伊雑宮神人山口九右衛門等神訴状を誤 認したものと見ている。岩田前掲論文八九頁。 事は『武江年表』にも見られる。
- 52 岩田氏は「丹斎の大成経と云えるものは、まだ自己の忌部神道、 神道を説いた初期の大成経であり、 経ではないと思われるのである。伊勢三宮説を網羅した大成経は、 伊勢二社三宮説を盛り込んだ大成 宗源

文九〇頁) という。 に丹斎の死後長野采女に受けつがれて完成するのであろう」(前掲論

一方の延宝本は、小笠原春夫校注『続神道大系・先代旧事本紀大成経(55) 本稿で用いた鷦鷯本は、前掲『鷦鷯伝』所収の写真版の部分である。(34)前掲『垂加神道』上、五一六頁。

近藤前掲書「年譜」五二六頁

三八巻本・巻五欠(写本)を参照した。 タ三八巻本(木版本)と佐賀県立図書館データベース『先代旧事本紀』 は写本(武田本)である。ほかに大和文華館所蔵国文学研究資料館デー

(神道大系編纂会、平成十一年)を用いた。なお、この延宝本

61

職物せる罪とについて、それぞれ異なる場合に発生した事情を説いて、まず、災と、犯」母罪、白斑人、高鳥災と、犯」母与」子罪と、獣、剣、方状詞のうちに見える、国津罪の由来を明らかにしようとし、犯」畜罪、大祓詞のうちに見える、国津罪の由来を明らかにしようとし、犯」畜罪、所収)を参考にした。
 (一) 旧事紀諸本目次一覧表」(前掲『旧事紀訓解』所収)を参考にした。

(多)『風水草』は前掲『垂加神道』上所収本(大系本と略記する。これは正親町家蔵本とされる)を用いる。山本復斎自筆本を底本に、近藤翁が諸本と校合したもの)と『新編山は前掲『垂加神道』上所収本(大系本と略記する。これは

ゐる」(河野前掲書七○~七一頁)という。

(5) 拙稿「神籬磐境考―垂加神道の祭政一致観―」(阪本是丸編『国家神伝明説、不可不講究者、故我垂加翁、存其所聞之伝、以貽之後世、猶高考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成一八年所収)参道再考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成一八年所収)参照。

追記、この研究は、平成二十九年度國學院大學国内派遣研究の成果の一部

である。